有効期間：2026 年 11 月 15 日～2026 年 12 月 31

お客さま各位

有限会社東海ベストパートナー

# 当社推奨方針等のご案内

この度は当社に保険商品のご提案の機会をいただき、誠にありがとうございます。
当社は多様な分野の保険商品の取扱いを可能とし、また優位性ある新商品をいち早く取り入れることを可能とするため、複数の保険会社と代理店業務委託契約を締結しております。お客さまには、その中から以下の理由により、特定の保険会社を選定し、当該保険会社の商品をお勧めすることとしております。
ご加入にあたっては以下、特定の保険会社を推奨する理由を必ずご確認のうえ、ご加入をご判断いただきますようお願いします。

## １．募集人の権限

●生命保険
・当社の生命保険募集人は、お客さまと申込先の保険会社の生命保険契約の媒介を行うものであり、契約締結の代理権はありません。保険会社が承諾した時に、保険契約は有効に成立します。
・当社の生命保険募集人に告知受領権はありません。告知受領権は、生命保険会社及び生命保険会社が指定した医師だけが有しています。当社の生命保険募集人に口頭でお話しいただいても、告知したことにはなりませんので、告知書面へのご記入をお願いいたします。

●損害保険
・当社の損害保険募集人は、お客さまと申込先の保険会社の損害保険契約の媒介、又は、契約締結の代理権を有しています。
・当社の取扱保険商品によっては、当社の損害保険募集人が告知受領権を有する商品もあります。
・お客さまに告知いただいた保険申込書（告知書）の記載内容が事実と異なる場合には、ご契約が解除や無効になり、保険金をお支払できないことがありますので、正しく告知いただきますようお願いいたします。

## ２．個人情報の利用目的

当社は、お客さまの個人情報について、お客さまに同意をいただいた上で、生命保険・損害保険・少額短期保険及びこれらに付随・関連するサービスの提供等の業務に必要な範囲で利用いたします。その他の目的で利用することはございません。詳しくは、当社ホームページの「当社の個人情報に関する取扱いについて」をご参照ください。＜https://www.tbestpartner.com/privacy＞

## ３．反社会的勢力に対する基本方針

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」を当社における対応方針として定め、業務の適切性及び公平性を維持するために反社会的勢力との関係遮断に努め、適正かつ健全な業務の遂行に努めます。

## ４．当社の取扱保険会社について

当社の取扱保険会社は下記の通りです。

＜生命保険会社（６社）＞　※50 音順
FWD 生命保険株式会社
オリックス生命保険株式会社
ジブラルタ生命保険株式会社
東京海上日動あんしん生命保険株式会社
プルデンシャルジブラルタファイナンシャル生命保険
メットライフ生命保険株式会社

＜損害保険会社（９社）＞　※50 音順
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
AIG 損害保険株式会社
共栄火災海上保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社
Chubb 損害保険株式会社
東京海上ダイレクト損害保険株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
ニューインディア保険会社
三井住友海上火災保険株式会社

５．保険会社を推奨する基準・理由について

●生命保険
当社は、保険種目や保障の分類ごとに、以下の「保障内容の充実度」、「保険料水準」、「お客さまサポート体制の充実度／当社精通度」を総合的に勘案して、取扱保険会社の中から予め選定した保険会社の商品をお客さまに推奨いたします。

○推奨検討事項

| 推奨検討事項 | 概要 |
|---|---|
| 保障内容の充実度 | ・支払事由の分かりやすさ（公的保障制度連動など）<br>・支払方法の多様さ（年金・据置受取、リビングニーズ特約など）<br>・支払時のサービス<br>（保険金即日支払サービス、ダイレクト支払サービス、指定代理請求など） |
| 保険料水準 | ・予定利率の高さ<br>・外貨建て商品の活用<br>・保障内容からみた保険料水準 |
| 当該保険会社のお客様サポート体制の充実度／当社精通度 | ・当社保有契約における事故対応件数（＝当社でのノウハウ保有）<br>・その他、保険契約の保有件数（＝事務精通度） |

○保険種目毎の推奨保険商品

| 保険種目 | 東京海上日動あんしん生命 | ジブラルタ生命 | PGF 生命 |
|---|---|---|---|
| 終身保険 | 一時払い終身保険 | 一時払ドル終身<br>米国ドル建介護保障付終身保険<br>（軽度介護保障/特定疾病保障） | バリューセレクト・まごころ終身 |
| 養老保険 | マーケットリンク（変額養老保険） | 米国ドル建リタイアメント･インカ | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | ム<br>米国ドル建養老保険 | |
| 医療保険 | 治療サポート保険、治療サポート R<br>メディカル kitR ほか | | |
| 法人向け商品 | 家計保障定期保険<br>スマートあんしん定期 | 米国ドル建て養老保険<br>がん終身<br>米国ドル建介護保障付終身保険<br>米国ドル建軽度介護保障終身保険 | |
| 介護保険 | 家計保障定期保険<br>あんしんねんきん介護 | 米国ドル建介護保障付終身保険<br>米国ドル建軽度介護保障終身保険 | |
| 保険種目 | 東京海上日動あんしん生命 | ジブラルタ生命 | PGF 生命 |
| 変額保険 | マーケットリンク | 変額保険 | |
| 収入保障保険 | 家計保障定期保険<br>あんしん就業不能保険 | | |
| 個人年金保険 | 個人年金保険（円建て） | | そだてる年金 US |
| がん保険 | がん NEO、がん R | がん終身 | |

●損害保険

当社は、代理申請会社であり、取扱保険会社の中から保有・取扱件数の多い東京海上日動火災保険株式会社を推奨保険会社として設け、合わせて同社の保険商品を推奨保険商品として設定しています。保有・取扱件数が多い保険会社は、当社が契約事務や給付金・保険金の支払事務に精通しており、正確かつ迅速な対応ができるため、これを選定理由としています。そして、取扱件数の多い保険会社の選定方法としては、直近事業年度（2025 年度｜2025 年 6 月から 2026 年 5 月）を基準としています。

6．当社の推奨する特定の保険会社以外の保険会社をご希望の場合

上記にかかわらず、お客さまが当社の推奨する保険会社以外の保険会社を希望される場合には、当社取扱保険会社の範囲にて、お客さまのご意向に沿った保険会社の保険商品をご案内いたします。当社募集人にその旨お申し付けください。

7．当社の推奨する保険会社以外の保険会社をご案内する例外的対応、ご説明について

お客さまに対し以下のケースに該当する場合は、推奨する保険会社以外の保険商品をご案内いたします。

①生命保険については、お客さまの健康状態等により適した保険商品があるため、お客さまのご意向の確認、わかりやすい説明を行った上で、お客さまに適した保険商品をご案内いたします。

②推奨保険会社の保険商品だけでなく、複数の保険商品のご案内をお客さまが求める場合、お客さまのご意向に合致する保険商品を選定の上、募集を行います。

③お客さまのご意向が推奨保険会社の商品では合致しない場合は、お客さまのご意向に合致する保険商品を選定の上、募集を行います。

④法人会会員や団体割引が適応される保険会社や保険商品がある場合は、わかりやすい説明を行なった上で、該当保険商品をご案内いたします。

⑤損害保険については、保険の対象や引受リスクによって保険会社の引受基準に合わない場合、お客さまのご意向の確認、わかりやすい説明を行った上で、お客さまに適した保険商品をご案内いたします。

⑥損害保険の更新を希望されている場合には、原則お客さまが前回ご契約いただいている保険会社の保険商品でご提案を行います。その際、あらためて特定の保険会社の商品を提示・推奨する理由の説明は省略させていただきます。

⑦お客さまの保険料軽減等の目的で、ダイレクト型の保険商品がご提案できるものは、当社推奨保険会社・

商品に加えてご案内いたします。なお、お客さまがダイレクト型保険商品を指定しお問い合わせされた際の保険商品の提示・推奨する理由の説明は省略させていただきます。

⑧発売から 1 年以内の新商品につきましては、お客さまへの情報提供の観点より、推奨保険会社以外の保険商品もお客さまのご意向に合わせご提案いたします。

⑨自賠責保険については強制付保かつ業界共通商品であるため、推奨理由のご説明は省略させていただきます。

８．情報提供義務の対象外となる保険契約について

保険契約者と被保険者が異なる契約において、被保険者に対し以下の保険契約については情報提供義務の適用除外となりますので、推奨理由のご説明は省略いたします。

①被保険者が負担する保険料がない保険契約

②保険期間が 1 ヶ月以下かつ被保険者が負担する保険料が 1,000 円以下の保険契約

③被保険者に対する商品の販売、役務の提供又は行事の実施等に付随して締結する保険契約

④確定拠出年金等、年金制度の運営者が契約者となり、同制度の加入者が被保険者となる保険契約

⑤既に締結している保険契約の一部を変更する場合の、変更がない部分について

⑥その他、一律の手法によらない情報提供が許される一部の保険契約

９．保険募集・契約に関するご案内

お客さまとの募集や契約に関して下記の取り組みを行っておりますので、ご理解をお願いいたします。

①当社は、お客さま利便性向上の一環として、ペーパーレス申込を推進しています。

②当社は、お客さまのご要望に応じて、対面・非対面募集の選択ができる態勢を取っています。オンライン面談をご希望の方は、募集人へお申し出ください。

③金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づき、当社では 70 歳以上の高齢の方（保険会社指定で 65 歳以上の場合もあります）に対する適正な保険募集に向け、お客さまの状況に応じて顧客保護の観点から以下の対応を行っております。お客さまにはご不便をお掛けすることもあるかとは思いますが、何卒ご理解をいただきますと幸いです。

(1) 親族等の同席

(2) 複数人の保険募集人による保険募集

(3) 複数回の保険募集機会の設定

(4) 保険募集を行った者以外の者による高齢者の意向に沿った商品内容等であることの確認

(5) 申込手続き後の電話等による申込内容の確認

(6) 会話内容等の録音による証跡管理

１０．共同募集における推奨保険会社について

他代理店との共同募集における推奨保険会社については、お客さまからのご意向がない限り、当社が取扱いしている保険会社の中で、他代理店の推奨方針や基準に基づくものとします。

１１．適合性の原則の徹底について

変額保険及び外貨建て保険等、お客さまが市場リスク等を有することとなる保険商品（特定保険）のお勧めにあたりましては、お客さまの知識・経験・財産の状況等を踏まえ、取引のルール・商品内容・リスク内容等について適切かつ十分な説明を行うよう努めます。

１２．お客さま本位の業務運営について

当社は、2017 年 3 月 30 日に金融庁より公表（2024 年 9 月 26 日改訂）されました「顧客本位の業務運営に

関する原則」を採択し、「顧客本位の業務運営に関する方針」を定め、その取組状況と共に公表いたします。
詳しくは、当社ホームページの「顧客本位の業務運営に関する方針」をご参照ください。

以上